

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和7年8月21日

1. 報告事項

- (1) ギャンブル等依存症対策推進計画(案)について (障がい福祉課) ... 1
- 【別冊資料】 島根県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)(案)

島根県ギャンブル等依存症対策推進計画(案)について

1. 計画の概要

(1) 策定の趣旨

- ・令和 4 年 6 月に策定した現行の第 1 期計画が本年 9 月末で終期を迎えるため、令和 7 年 3 月に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、第 2 期計画を策定するもの。
- ・ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止及び回復に向けた対策や、ギャンブル等依存症である者及びその家族への支援に関して、関係機関・団体と連携しながら取り組むべき事項を定めた計画とする。

(2) 計画の位置づけ

- ・「ギャンブル等依存症対策基本法」(平成 30 年法律第 74 号) 第 13 条第 1 項に基づき、都道府県が策定するよう努めることとされている都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画
- ・「島根県保健医療計画」や「島根県アルコール健康障がい対策推進計画」との整合を図る。

(3) 計画期間

令和 7 年 10 月～令和 11 年 3 月

2. 計画の内容

(1) 基本理念

ギャンブル等依存症である者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自死、犯罪等の問題に密接に関連するため、これらの問題の根本的な解決が促されるよう、関連施策や関係機関との連携にも配慮しながら支援を行う。

(2) 基本施策

項 目	主な内容
1. 予防と普及啓発	・ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解促進 ・医療・相談機関や自助グループ・民間団体に関する情報発信 ・<u>若年世代に対する予防対策、オンラインで行われるギャンブルに関する注意喚起</u> ・<u>警察によるオンラインカジノの取締りの強化</u> ・精神科医療機関等への依存症研修の実施 など
2. 早期発見と相談支援	・関係機関・団体での依存状態にあると見受けられる利用者の早期発見と相談支援 ・専門相談ダイヤル（心と体の相談センターに設置）での相談支援 など
3. 回復支援	・専門医療機関での治療、及び関係機関との連携による患者の地域生活支援 ・心と体の相談センターでのギャンブル等依存症に特化した回復支援プログラムの提供 など
4. 基盤整備	・行政・医療・関係機関・団体等によるギャンブル等依存症対策推進体制の設置 ・専門相談・回復支援プログラム提供人材の育成、<u>自助グループ・民間団体の活動支援</u> など

3. 素案に対する意見照会（パブリックコメント）

- （１）実施時期 令和７年７月１日から令和７年７月３１日まで
- （２）実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧、ファクシミリ又は電子メールによる意見提出
- （３）意見数 ５名（１８件）

4. スケジュール

- 令和７年５月 第１回島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（計画素案の審議）
- ６月 環境厚生委員会に計画(素案)の報告
- ７月 パブリックコメントの実施
- ８月 第２回島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（パブリックコメント結果・計画(案)の審議）
環境厚生委員会（パブリックコメント結果・計画(案)の報告）
- ９月 計画策定・公表

島根県ギャンブル等依存症対策推進計画（第２期）に関するパブリックコメントに対する県の考え方

（注）ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約して記載しています。

No.	該当	意見の概要	意見に対する考え方・対応
全般			
1	p. 7 p. 10 p. 11 p. 12 p. 14 p. 16	自助グループと民間団体とはそれぞれ独立しているため、分けて明記していただきたい。	・ご意見を踏まえ、「自助グループ」又は「自助グループ等」としている箇所は、「自助グループ・民間団体」又は「自助グループや民間団体」に修正しました。（これに合わせて、文章の構成を整理した箇所もあります。）
2	p. 16	自助グループはミーティング、民間団体は伴走支援や啓発活動等の活動があり、それぞれの役割があるため、明記していただきたい。	（上記に記載のとおりです。）
3	p. 7 p. 10 p. 11 p. 12 p. 14 p. 16	「自助グループ等」とあるが、民間団体につながる必要があると思うし、民間団体から自助グループに案内し、つなげることができる場合もある。	（上記に記載のとおりです。）

No.	該当	意見の概要	意見に対する考え方・対応					
第2 島根県の現状 3 相談支援の状況 (5) 自助グループの状況								
4	p. 7	家族会等の民間団体は、家族の困りごとの相談を受け、解決のために一緒に考え、伴走して支援している会であるので、その旨明記していただきたい。	・ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を修正しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>相談や書籍の紹介を行ったりする民間団体もあります。</td><td>家族の困りごとの相談を受け、解決のために一緒に考え、伴走して支援している民間団体もあります。</td></tr></table>		変更前	変更後	相談や書籍の紹介を行ったりする民間団体もあります。	家族の困りごとの相談を受け、解決のために一緒に考え、伴走して支援している民間団体もあります。
変更前	変更後							
相談や書籍の紹介を行ったりする民間団体もあります。	家族の困りごとの相談を受け、解決のために一緒に考え、伴走して支援している民間団体もあります。							
第3 基本的な考え方 2 取組の基本方針 (3) 回復支援								
5	p. 9	回復支援には、再発防止を含め依存症からの回復に向けた治療や支援が大切ではないか。	・ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を修正しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>ギャンブル等依存症の再発防止等に向けた専門的治療や支援の充実を図り、ギャンブル等依存症である者や家族の支援の促進を図ります。</td><td>ギャンブル等依存症の回復に向けた専門的治療や支援の充実を図り、ギャンブル等依存症である者や家族の支援の促進を図ります。</td></tr></table>		変更前	変更後	ギャンブル等依存症の再発防止等に向けた専門的治療や支援の充実を図り、ギャンブル等依存症である者や家族の支援の促進を図ります。	ギャンブル等依存症の回復に向けた専門的治療や支援の充実を図り、ギャンブル等依存症である者や家族の支援の促進を図ります。
変更前	変更後							
ギャンブル等依存症の再発防止等に向けた専門的治療や支援の充実を図り、ギャンブル等依存症である者や家族の支援の促進を図ります。	ギャンブル等依存症の回復に向けた専門的治療や支援の充実を図り、ギャンブル等依存症である者や家族の支援の促進を図ります。							
第4 取り組むべき重点課題 2 本計画における重点課題								
6	p. 11	オンラインカジノでの問題はこれまでの依存症の問題とは大きく変わったことを明記したほうが良い。	・ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を追記しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>加えて、近年、オンラインカジノのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、オンラインカジノの違法性等の周知等の対策を推進する必要があります。</td><td>加えて、近年、オンラインカジノのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されています。<u>海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪であり、オンラインカジノの違法性等の周知等の対策を推進する必要があります。</u></td></tr></table>		変更前	変更後	加えて、近年、オンラインカジノのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、オンラインカジノの違法性等の周知等の対策を推進する必要があります。	加えて、近年、オンラインカジノのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されています。 <u>海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪であり、オンラインカジノの違法性等の周知等の対策を推進する必要があります。</u>
変更前	変更後							
加えて、近年、オンラインカジノのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、オンラインカジノの違法性等の周知等の対策を推進する必要があります。	加えて、近年、オンラインカジノのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されています。 <u>海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪であり、オンラインカジノの違法性等の周知等の対策を推進する必要があります。</u>							

No.	該当	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
第5	具体的な取組	1 予防と普及啓発	(1) 正しい知識と理解促進のための普及啓発				
7	p. 12	島根県(心と体の相談センター)で作成し、ホームページで公開されている「セルフチェックツール(自己チェックシート)」について、もっと広く県民に身近なこととしてギャンブル等依存症について知ってもらうため、また入院など重症化する前に相談するハードルを下げるためにも、記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を追加しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>○ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解促進【全関係機関】 (追加)</td><td>・ギャンブル等の付き合い方や、ステージごとの対処方法が分かる「自己チェックシート」について、ホームページやリーフレット等による周知と活用を図り、早期の相談等につなげます。</td></tr></table>	変更前	変更後	○ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解促進【全関係機関】 (追加)	・ギャンブル等の付き合い方や、ステージごとの対処方法が分かる「自己チェックシート」について、ホームページやリーフレット等による周知と活用を図り、早期の相談等につなげます。
変更前	変更後						
○ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解促進【全関係機関】 (追加)	・ギャンブル等の付き合い方や、ステージごとの対処方法が分かる「自己チェックシート」について、ホームページやリーフレット等による周知と活用を図り、早期の相談等につなげます。						
8	p. 12	「○ギャンブル等依存症である者等に対する医療・相談機関や自助グループに関する情報発信」とあるが、ギャンブル等依存症である者以上に相談先を探している関係者があることを思うと、それは別に明記したほうが良い。	・ギャンブル等依存症である者をはじめ、その関係者を含め広く県民向けにホームページの活用や様々な機会において情報発信をすることにしております。				
9	p. 12	大学在籍中、入学後にギャンブルにのめり込み学校に来られなくなる友人や知人がいた。 ギャンブルの開始年齢の平均が18.7歳というデータもあり、大学や専門学校等での普及啓発にも力を入れていただきたい。	・ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を追加しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>○若年世代に対する予防対策【教育委員会】 (追加)</td><td>○若年世代に対する予防対策【教育委員会・県】 ・県内の大学や専修学校等において、啓発用のポスターやリーフレットの掲示・配架を行います。</td></tr></table>	変更前	変更後	○若年世代に対する予防対策【教育委員会】 (追加)	○若年世代に対する予防対策【教育委員会・県】 ・県内の大学や専修学校等において、啓発用のポスターやリーフレットの掲示・配架を行います。
変更前	変更後						
○若年世代に対する予防対策【教育委員会】 (追加)	○若年世代に対する予防対策【教育委員会・県】 ・県内の大学や専修学校等において、啓発用のポスターやリーフレットの掲示・配架を行います。						

No.	該当	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
第5	具体的な取組	2 早期発見と相談支援	(1) 関係事業者による早期発見と相談支援				
10	p. 14	依存症者の関係者、特に家族が事業者に対し出入りを制限する等の依頼をしたり、当事者より先に相談したりする場合があるため、関係者への働きかけも明記する必要があるのではないか。	・ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を追加しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>(追加)</td><td>ギャンブル等依存症である者の家族等から、本人に対する出入り制限などの相談があった場合は、適切に対応します。【関係事業者】</td></tr></table>	変更前	変更後	(追加)	ギャンブル等依存症である者の家族等から、本人に対する出入り制限などの相談があった場合は、適切に対応します。【関係事業者】
変更前	変更後						
(追加)	ギャンブル等依存症である者の家族等から、本人に対する出入り制限などの相談があった場合は、適切に対応します。【関係事業者】						
第5	具体的な取組	2 早期発見と相談支援	(2) 社会生活に関係する機関による早期発見と相談支援				
(10)	p. 14	依存症者の関係者、特に家族が事業者に対し出入りを制限する等の依頼をしたり、当事者より先に相談したりする場合があるため、関係者への働きかけも明記する必要があるのではないか。〔再掲〕	・ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を追加しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>社会生活に関係する各相談機関等において、依存状態にあると見受けられる相談者等を発見した場合は、専門相談窓口や専門医療機関などを紹介し、利用を勧めるとともに、必要に応じてそれぞれの機能に応じた相談支援を行います。</td><td>社会生活に関係する各相談機関等において、依存状態にあると見受けられる相談者等を発見した場合は、その家族等から相談があった場合は、専門相談窓口や専門医療機関などを紹介し、利用を勧めるとともに、必要に応じてそれぞれの機能に応じた相談支援を行います。</td></tr></table>	変更前	変更後	社会生活に関係する各相談機関等において、依存状態にあると見受けられる相談者等を発見した場合は、専門相談窓口や専門医療機関などを紹介し、利用を勧めるとともに、必要に応じてそれぞれの機能に応じた相談支援を行います。	社会生活に関係する各相談機関等において、依存状態にあると見受けられる相談者等を発見した場合は、その家族等から相談があった場合は、専門相談窓口や専門医療機関などを紹介し、利用を勧めるとともに、必要に応じてそれぞれの機能に応じた相談支援を行います。
変更前	変更後						
社会生活に関係する各相談機関等において、依存状態にあると見受けられる相談者等を発見した場合は、専門相談窓口や専門医療機関などを紹介し、利用を勧めるとともに、必要に応じてそれぞれの機能に応じた相談支援を行います。	社会生活に関係する各相談機関等において、依存状態にあると見受けられる相談者等を発見した場合は、その家族等から相談があった場合は、専門相談窓口や専門医療機関などを紹介し、利用を勧めるとともに、必要に応じてそれぞれの機能に応じた相談支援を行います。						
第5	具体的な取組	2 早期発見と相談支援	(3) 専門相談				
11	p. 14	「必要に応じてギャンブル等依存症に理解のある司法書士等の法律の専門家と連携して対応」とあるが、ギャンブル等依存症の問題は複雑に絡む場合があるため、司法書士に加え、弁護士についても明記したほうが良いのではないか。	・心と体の相談センターでは、令和6年度から、借金への適切な対応や債務整理の方法について助言等を行う「司法書士による個別相談」を設けており、相談の内容に応じて、弁護士の紹介なども行うこととしています。				

No.	該当	意見の概要	意見に対する考え方・対応
12	p. 14	知人がギャンブル依存症で自死企図を繰り返し、県内の病院に入院していた。家族は入院継続を訴えたが、すぐに退院となり、当事者は退院後に自死した。 記載されているように、連携をしっかりと対応していただくことを切に願う。	・「うつ病が疑われる場合や自死リスク等を有する場合は、精神科医療機関と連携し対応」することとしており、ギャンブル等依存症が自死に繋がることのないよう、研修会の開催などにより相談拠点や医療機関等の対応力を高めてまいります。
13	p. 14	「ギャンブル等依存症に関する相談は、初めは家族の方のみが相談される場合も多いことから、家族への相談支援について充実」を図るとあるが、家族への相談支援については、同じ悩みを抱えている家族が参加している民間団体と連携協力していくことが重要と考える。	・その前の部分で、「相談にあたっては、相談者のニーズ等を適切に把握し、助言や専門医療機関、自助グループ・民間団体、相談拠点で実施している回復支援プログラム（SAT-G）等の情報提供を行う」こととしており、家族の方からの相談に対しても、状況に応じて、民間団体を紹介してまいります。 （No.1に記載したとおり、「自助グループ等」は、「自助グループ・民間団体」に修正しました。）
14	p. 14	ギャンブル等依存症問題は、金銭に絡むことから家族が問題に巻き込まれていくことが多い。家族以外には話せないと思っていたことも、同じ体験をした方の話を聞くと自分たちだけではなかったことが分かる。 家族も各専門相談窓口や専門医療機関から民間団体を紹介していただくと安心して相談できるので、より良い支援ができると思う。	（上記に記載のとおりです。）

No.	該当	意見の概要	意見に対する考え方・対応
第 5	具体的な取組	3 回復支援	(1) 専門医療
15	p. 15	ギャンブル依存症で苦しむ人の為に、入院受け入れ先病院の整備をお願いしたい。 この病気は死に至る病。それも緊急を要する病。 医師会と協力して、取り組んでいただきたいと切に願う。	島根県では、ギャンブル等依存症専門医療機関及び治療拠点機関を選定しています。これらの機関では、外来診療において認知行動療法の手法を活用しギャンブル等依存症に特化した回復支援プログラム（SAT-G）を提供しており、ギャンブル等依存症からの回復に向けた支援を行っています。 また、ギャンブル等依存症だけでなくうつ病などの精神疾患を併発し自死リスクを有する場合には、医師の診察により入院措置がとられるなど適切に対応されと考えております。 引き続き、精神医療機関等との連携を図りギャンブル等依存症である方の回復に必要な支援の充実強化に取り組んでまいります。
第 5	具体的な取組	3 回復支援	(2) 回復支援
16	p. 15	「各圏域において相談・回復支援が切れ目なく実施できるよう相談拠点（心と体の相談センター）が連携会議等を開催し、専門医療機関や保健所等との連携体制を構築」するとあるが、回復支援のためには、同じ悩みを抱えている者との繋がりが欠かせない。 専門医療機関や自助グループ・民間団体がそれぞれの役割を果たしていくことで回復のための力となる。ここに明記して、連携体制を構築・強化していただきたい。	この記載は、相談・回復支援を担う医療・行政機関が、各圏域で切れ目なく支援を実施できるように連携体制を構築するという趣旨であり、回復支援においては、本人や家族の状況に応じて、自助グループ・民間団体の協力もいただきながら、取り組んでまいります。
17	p. 15	専門医療機関につながることで同時に民間団体につながる必要があると思う。	（上記に記載のとおりです。）

No.	該当	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
第5	具体的な取組	4 基盤整備	(2) 人材育成				
(10)	p. 16	依存症者の関係者、特に家族が事業者に対し出入りを制限する等の依頼をしたり、当事者より先に相談したりする場合があるため、関係者への働きかけも明記する必要があるのではないかと。〔再掲〕	・ご意見を踏まえ、下記のとおり記載を追加しました。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>ギャンブル等依存症者の早期発見と相談支援につなげることを目的に、関係事業者や社会生活に関係する機関の職員を対象とした研修会を開催します。</td><td>ギャンブル等依存症者の早期発見と、<u>本人や家族等からの</u>相談支援につなげることを目的に、関係事業者や社会生活に関係する機関の職員を対象とした研修会を開催します。</td></tr></table>	変更前	変更後	ギャンブル等依存症者の早期発見と相談支援につなげることを目的に、関係事業者や社会生活に関係する機関の職員を対象とした研修会を開催します。	ギャンブル等依存症者の早期発見と、 <u>本人や家族等からの</u> 相談支援につなげることを目的に、関係事業者や社会生活に関係する機関の職員を対象とした研修会を開催します。
変更前	変更後						
ギャンブル等依存症者の早期発見と相談支援につなげることを目的に、関係事業者や社会生活に関係する機関の職員を対象とした研修会を開催します。	ギャンブル等依存症者の早期発見と、 <u>本人や家族等からの</u> 相談支援につなげることを目的に、関係事業者や社会生活に関係する機関の職員を対象とした研修会を開催します。						
その他							
18		児童手当がギャンブルに使われている。全市町村で、当事者の方が収入が高くても配偶者が受け取れるような対応を取っていただき、配偶者や子どもたちを守ってください。	児童手当については、児童手当法で定められており、県がその取扱いを定めることはできません。 児童手当は「当該児童の生計を維持する程度が高い者」に支給することとされており、その判断にあたっては、まず所得の状況が考慮されますが、その他の諸事情も総合的に考慮して、「生計を維持する程度の高い者」を判断すべきとされておりますので、お住まいの市町村の児童手当担当課へご相談願います。				